

業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 令和元年度 道路除雪業務委託
2 委託業務の内容 道路除雪業務
3 実施場所 別表－１に示すとおり
4 委託期間 令和元年１１月 １日から
令和２年 ３月３１日まで
(除雪作業は令和元年１２月１日からとする。ただし、大田市が指示した場合には１１月であっても実施する。)

5 業務委託料

1) 委託料の額は、下記のア～キの合計額とする。

- ア. 別表－２の表に掲げる除雪機械ごとの１時間あたりの単価に、作業に要した当該機械の実稼働延べ時間を乗じて得た金額
イ. 別表－２に掲げる機械維持費の金額
ウ. 別表－３に掲げる１時間あたりの待機単価に当該待機に要した実待機延べ時間を乗じて得た金額
エ. 別表－４に掲げる１回あたりの雪道巡回単価に当該雪道巡回に要した実巡回延べ回数を乗じて得た金額
オ. 別表－５に掲げる準備作業に要する金額
カ. ア・ウ・エ・オの合計額の３％相当額の事務費
キ. 上記金額の合計額に消費税及び地方消費税相当分を乗じた額。なお、消費税及び地方消費税相当分の金額に１円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

2) 上記実稼働延べ時間及び実待機延べ時間に１時間未満の端数が生じた場合は、その端数が３０分以上の時は１時間とし、３０分未満の時は切り捨てるものとする。

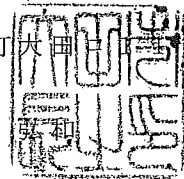
別表－２～別表－４の休日に該当するのは日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)である。

上記の業務委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和元年 10月 31日

発注者 島根県大田市大田町大田 1 番地
島根県大田市
市長 楫野



受注者 島根県大田市大田町イ 179-3
大田建設業協同組合
理事長 堀 博彦



(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、業務の実施上、必要に応じて、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者の間で協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 6 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 7 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第35条の規定に基づき、発注者と受注者とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条** この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委託又は一括下請負の禁止)

- 第4条** 受注者は、業務の全部又は設計図書において指定した主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただしあらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(組合員の通知)

- 第5条** 受注者は、この契約に基づく業務を行う組合に加入する組合員（以下「組合員」という。）を発注者に通知するものとする。

(下請負人の通知)

- 第6条** 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は

名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(監督職員)

第7条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 契約の履行についての受注者又は受注者の業務責任者及び現場責任者に対する指示、承諾又は協議

二 立会い、業務の実施状況の確認

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(業務責任者)

第8条 受注者は、この契約の履行に関し業務責任者を定めて、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約内容の変更、業務委託料の請求及び受領、第10条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 業務責任者は現場責任者の統括指揮を行い、業務の円滑な遂行に努めなければならない。

4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち業務責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(現場責任者)

第9条 受注者は、第5条に規定する組合員の現場責任者を定めて、発注者に通知しなければならない。

2 現場責任者は、除雪の実施に関し、その運営、取締りを行うものとする。

3 受注者は、前項の規定に関わらず、自己の有する権限のうち現場責任者に委任せず自ら行使しようとするときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(業務関係者に関する措置請求)

第10条 発注者は、業務責任者又は現場責任者がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとる

べきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、受注者が、業務を実施するために使用している下請負人、労働者等で業務の実施又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第11条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(土地への立入り)

第12条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(除雪機械の貸与)

- 第13条** 発注者は、発注者保有の除雪機械（以下「貸与機械」という。）を令和元年11月1日から令和2年3月31日まで受注者に無償貸与するものとする。
- 2 貸与機械の契約期間内の待機場所は、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。
 - 3 貸与機械は発注者の指定した場所で発注者と受注者とが立会の上、その機能現況を確認し引き渡しを行なうものとする。
 - 4 受注者は貸与機械の貸与期間が満了した場合若しくはその他の事由により契約を解除した場合は、貸与機械を速やかに発注者に返還しなければならない。なお、返還は発注者の指定した場所で発注者と受注者とが立会の上、その機能状況を確認し行うものとする。
 - 5 貸与機械の引渡し後の維持管理に要する経費は受注者の負担とする。なお、簡易な修繕費はこれに含む。
 - 6 受注者は、貸与機械を善良な管理者の注意を持って管理するものとし、貸与機械の使用権を第三者に譲渡し、又は、貸与機械を転貸し、担保に供し若しくは、業務以外の用途に供してはならない。
 - 7 貸与機械が滅失又は紛失したときは、直ちに報告書を発注者に提出しなければならない。この場合において発注者の指示するところにより、受注者の負担において弁償しなければならない。
 - 8 天災、その他不可抗力による損害は発注者と受注者とが協議するものとする。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第14条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督職員がその修補を請求したときは、当該請

求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるとき、その他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、受注者に及ぼした損害を負担しなければならない。

(条件変更等)

第15条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、受注者に及ぼした損害を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第16条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下、本条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、受注者に及ぼした損害を負担しなければならない。

(業務の中止)

第17条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責に帰すべきことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認め

られるときは、受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約内容の変更)

第18条 委託期間内において必要があると認められたときは、発注者と受注者が協議のうえ、契約単価、業務の場所、その他契約内容を変更するものとする。

(臨機の措置)

第19条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(連携除雪体制)

第20条 受注者は、発注者から要請のあったときは、他道路管理者（国、大田事業所）への派遣に協力し、応援除雪を行わなければならない。

2 受注者は、大雪注意報が発令されたときは発注者からの指示により準備体制をとり、除雪基準に達したらすみやかに除雪を行わなければならない。

(一般的損害)

第21条 業務の実施において生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第23条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（36条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第22条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償金を負担する。ただし、貸与車輛によって業務を行うにつき生じた損害については、発注者の加入する保険の適用範囲内においては、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（34条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不相当であること等、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動の理由により第三者に及ぼした損害（36条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しな

なければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第23条 業務の完了前に、天災等で双方の責に帰すことができないもの(以下、「不可抗力」という。)により、業務又は建設機械器具等に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第36条の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 建設機械器具に関する損害

損害を受けた建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における業務目的に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。
- 7 第4項の業務委託料は当該損害を受けた建設機械器具等を使用する組合員の業務委託料(損害が発生する日までの実績)とする。

(検査及び引渡し)

第24条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下、「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第 25 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下、「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

第 26 条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 25 条又は第 26 条の規定に基づく支払をしなければならない。

(かし担保)

第 27 条 発注者は、業務が完了した場合において、当該業務にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、検査を受けた日から 6 月以内に行わなければならない。

3 第 1 項の規定は、業務のかしが設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行延滞の場合における損害金等)

第 28 条 受注者の責に帰すべき事由により、委託期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定により指定された率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額とする。

3 発注者の責に帰すべき事由により、第 25 条第 2 項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第 29 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

- 二 その責に帰すべき事由により、委託期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
 - 三 業務責任者及び現場責任者を配置しなかったとき。
 - 四 この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - 五 第32条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の業務委託料は、受注者の損害が発生する日までの業務実績に相応する業務委託料とする。
- 4 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（談合その他不正行為による解除）

第30条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、契約を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあつては、独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令。）又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - 二 受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
 - 三 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）に関して刑法（明治40年法律第45条）第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 前条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

(受注者の解除権)

第 31 条 受注者は、発注者が契約違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき、契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第 32 条 契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

(解除に伴う措置)

第 33 条 発注者は、契約が解除された場合においては、業務実績を確認の上、実績に相応する業務委託料を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、契約が解除された場合において、貸与機械を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与機械が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 前項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 30 条又は第 31 条の規定によるときは発注者が定め、第 32 条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償の予約)

第 34 条 受注者は、第 31 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 第 1 項の業務委託料は、受注者の損害が発生する日までの業務実績に相応する業務委託料とする。

(保険)

第 35 条 発注者は、受注者に貸与する機械については、発注者において任意保険に加入し貸与しなければならない。

2 受注者は、自らが所有する機械に設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提出しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 36 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額の延滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第 37 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務責任者及び現場責任者の職務の執行に関する紛争、その他受注者が業務を実施するために使用している下請負人、労働者等の業務の実施又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第10条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停の手續を請求することができない。

(契約外の事項)

第 38 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(契約保証金)

第 39 条 受注者が、発注者に納付すべき契約保証金は、免除する。

別表-1

町名	路線番号	路線名	除雪延長(km)	実施区間
三瓶町池田	O0239	小屋原池ノ原線	0.91	三瓶山公園線交点～池ノ原大曾根線交点
三瓶町池田	O0240	池田粕淵線	2.27	三瓶山公園線交点～池田粕淵1号線交点
三瓶町池田	O2531	杉原大江線	0.54	全線
三瓶町池田	O2527	杉原線	0.36	全線
三瓶町池田	O2542	小田線	0.43	全線
三瓶町池田	O2543	池田粕淵1号線	0.25	池田粕淵線交点～宮脇線交点
三瓶町池田	O0241	池ノ原線	0.69	三瓶山公園線交点～池ノ原小田線交点
三瓶町池田	O2524	高利線	0.31	全線
三瓶町池田	O2525	原田橋線	0.34	全線
三瓶町池田	O2526	西ノ原高利線	0.55	原田橋線交点～小田1号線交点
三瓶町池田	O2528	小原1号線	0.46	全線
三瓶町池田	O2534	池ノ宮線	0.21	池ノ原線交点～飯田忠義宅まで
三瓶町池田	O2536	池ノ原大曾根線	1.31	池ノ宮線交点～仲上肇宅
三瓶町池田	O2537	池ノ原小田線	0.69	全線
三瓶町池田	O0238	小屋原線	1.05	全線
三瓶町池田	O2501	中組東1号線	0.13	全線
三瓶町池田	O2502	中組東2号線	0.07	全線
三瓶町池田	O2503	中組東3号線	0.03	全線
三瓶町池田	O2507	中組1号線	0.24	全線
三瓶町池田	O2508	中組2号線	0.19	全線
三瓶町池田	O2509	池田小屋原線	1.13	池田久手線～門脇宅まで
三瓶町池田	O2510	大迫谷線	0.20	全線
三瓶町池田	O2511	中原線	0.08	全線
三瓶町池田	O2513	小屋原1号線	0.07	小屋原線交点～大草武雄宅まで
三瓶町池田	O2516	池田学校線	0.22	池田町線交点～池田久手線交点
三瓶町池田	O2516	池田学校線	0.22	池田町線交点～池田久手線交点(駐在所)
三瓶町池田	O2517	池田町線	1.11	全線
三瓶町池田	O2518	三蔵線	0.13	全線
三瓶町池田	O2554	池田作山線	0.14	全線
三瓶町池田	O2514	宮ノ奥線	0.65	全線
三瓶町池田	O0236	一丁田線	1.12	全線
三瓶町池田	O2545	一丁田1号線	2.20	全線及び三瓶山公園線交点
三瓶町池田	O2548	池田槇原線	2.41	全線(リンゴ園まで)
三瓶町池田	O0237	槇原線	1.26	全線
三瓶町池田	O2549	槇原1号線	0.43	池田槇原線交点～槇原2号線交点
三瓶町池田	O2550	槇原2号線	0.03	槇原1号線～小谷俊夫宅まで
三瓶町池田	O2541	小田西田線	1.79	全線
三瓶町池田	O2547	西田線	2.32	三瓶山公園線交点～改良済区間
三瓶町志学	O2793	志学粕淵線	1.34	全線(県貸与機械にて除雪)
三瓶町志学	O2756	奥の湯線	0.20	志学市街線交点から200m
三瓶町志学	O2759	転石線	0.26	和田旅館横～志学市街線交点、川本波多線交点～多久宅
三瓶町志学	O2775	溝熊線	0.26	全線
三瓶町志学	O2792	公民館横線	0.07	川本波多線交点～志学公民館駐車場まで
三瓶町志学	O2778	上川原線	0.44	川本波多線交点～早水川の橋
三瓶町志学	O2793	志学粕淵線	2.44	全線(県貸与機械にて除雪)
三瓶町志学	O2776	長原線	1.04	全線
三瓶町多根	O2283	野城中継局線	1.14	大田佐田線交点～円城寺まで
三瓶町多根	O2258	三瓶野城2号線	1.00	全線
三瓶町多根	O2262	小豆原線	2.12	全線
三瓶町多根	O2285	小豆原1号線	1.32	全線
三瓶町多根	O2263	多根小豆原線	0.77	全線
三瓶町多根	O2264	下多根線	0.32	全線

町名	路線番号	路線名	除雪延長(km)	実施区間
三瓶町多根	O2265	多根前谷線	0.26	全線
三瓶町多根	O2269	北三瓶学校線	0.44	農場学校線交点～学校一周
三瓶町多根	O2271	農場学校線	0.11	大田佐田線交点～北三瓶学校線交点
三瓶町多根	O2276	中多根1号線	1.59	全線
三瓶町多根	O2278	中津森1号線	0.44	全線
三瓶町多根	O2279	中津森2号線	0.04	全線
三瓶町多根	O2261	峠線	0.48	全線
三瓶町多根	O2272	土原線	0.65	全線
山口町	O0011	上立石中組線	2.47	山口志学線交点～県道大田佐田線交点
山口町	O2028	北ノ台線	0.25	全線
山口町	O2017	向立石線	0.30	全線
山口町	O2018	立石線	0.55	全線
山口町	O2019	徳原線	0.45	山口志学線交点～五斗蒔線交点
山口町	O2020	五斗蒔線	0.10	徳原線交点～徳原線交点
山口町	O0115	山口志学線	3.12	全線
山口町	O2022	姫逃池線	0.44	全線(青年の家入口まで)
山口町	O2021	山口志学1号線	1.17	山口志学線交点～こだま学園入口
山口町	O2026	山口志学2号線	0.22	山口志学1号線交点～山村留学センター
山口町	O2552	三瓶山高原線	2.30	三瓶自然館先～飯南町境まで
山口町	O2007	瀬越谷1号線	0.44	全線
山口町	O2009	別所谷線	0.46	全線
山口町	O0233	新柄線	2.16	大田佐田線交点～山本宅まで
山口町	O2011	大江谷線	0.37	全線
山口町	O2012	黒谷線	0.34	全線
山口町	O2013	塚田線	0.20	全線
山口町	O2015	山口田向線	0.13	大田佐田線交点～川角巳年宅まで
山口町	O2024	広谷線	0.05	上立石中組線～大谷秋夫「宅
山口町	O2025	山口市街線	0.80	全線
山口町	O0233	新柄線	0.62	大田佐田線交点～三浦光治宅
山口町	O2001	山口紙屋線	0.43	全線
山口町	O2002	木船山線	0.31	全線
山口町	O2003	美吉屋日の平線	0.80	全線
大田町	O0225	城山上野線	2.80	全線
大田町	O1136	長谷押ヶ峠線	2.10	全線
大田町	O1138	野城灰取線	0.20	県道から岩佐英晃宅から岩佐重信宅まで
大田町	O1139	田中屋線	0.28	全線
大田町	O1140	上迫線	0.38	全線
大田町	O1141	野城瓜坂線	0.25	県道三瓶山公園線～原宅まで
大田町	O1157	大田野城1号線	0.34	全線
川合町	O0004	鶴府地区広域農道	4.26	井奥線交点～大田市境及び鶴府線終点～一丁田線まで
川合町	O0113	鶴府線	3.87	全線
川合町	O7566	鶴府1号線	1.17	全線
川合町	O7567	井奥線	0.90	全線
川合町	O7577	鶴府2号線	0.41	全線、松本定信宅まで(林道を含む)
川合町	O7579	鶴府3号線	0.22	お寺まで
川合町	O0114	川合水上線	3.45	国道375号線～荻原農場線交点まで
川合町	O7550	浅原石井線	0.40	県道瓜坂川合線交点～福寿園まで
祖式町	O0247	大原横谷線	1.66	祖式川本線交点～仁摩邑南線交点
祖式町	O9013	天神ノ前線	0.25	全線
祖式町	O9014	岡ノ前線	0.40	全線
祖式町	O9015	祖式大原線	0.30	全線
祖式町	O9018	横谷線	0.81	全線
祖式町	O0010	横谷圃場内道路	1.38	全線
祖式町	O0246	祖式川本線	3.90	全線

町名	路線番号	路線名	除雪延長(km)	実施区間
祖式町	O9002	伊勢階1号線	1.55	全線
祖式町	O9005	山中線	1.68	全線
祖式町	O9006	田代線	0.76	全線
祖式町	O9007	正念寺線	1.80	全線(篠原進宅前車輛通行止めの為両側から)
祖式町	O9009	祖式東山線	0.40	全線
祖式町	O9019	南山線	2.50	全線
祖式町	O9021	祖式山中1号線	0.47	全線
祖式町	O0002	祖式地区広域農道	1.56	仁摩邑南線交点～猪目線交点まで
祖式町	O9022	山中本線	0.23	県道仁摩邑南線～山中線
祖式町	O9017	大原内田線	0.80	広域農道交点～米山茂浦線交点
祖式町	O9023	大原中郷線	1.09	全線
水上町	O8527	米山1号線	0.42	全線(広域農道部分除外)
大森町	O0243	銀山線	2.60	銀山公園入口駐車場～内田貞義宅まで
水上町	O8506	神立線	0.92	全線
水上町	O8513	福原米山線	0.31	仁摩邑南線交点～松下宅まで
水上町	O8525	曾根楨谷線	0.31	米山曾根線交点～終点まで
水上町	O8526	米山曾根線	0.26	全線
水上町	O8528	米山茂浦線	1.19	全線
水上町	O8503	荻原線	0.32	全線
水上町	O8531	荻原農場線	2.80	全線
水上町	O0244	三久須線	1.98	福原高津線交点～三久須祖式線交点
水上町	O8514	三久須1号線	1.40	全線
富山町	O0206	富山堀越線	1.98	池田久手線交点～堀越押ヶ峠線先改良部分まで
富山町	O3524	堀越押ヶ峠線	0.16	堀越線交点～石橋宅
富山町	O3517	山中堀越線	0.75	全線
富山町	O3536	筆院堂2号線	0.48	全線
富山町	O3546	入口線	0.74	全線
富山町	O3504	市入石線	0.81	全線
富山町	O0205	畑神原線	1.50	全線
富山町	O3514	吉本線	0.61	全線
富山町	O3528	重蔵八重山線	0.50	田儀山中大田線交点～矢田宅まで
大屋町	O0111	静間大屋線	1.87	県道久利五十猛線交点～八代1号線交点
大屋町	O0221	大屋線	0.77	県道久利五十猛線交点～高丸線交点
大屋町	O0201	宅野大屋線	0.70	県道久利五十猛線交点～迫川1号線交点
大屋町	O0224	大屋大森線	3.00	県道久利五十猛線交点～菅森農道交点(菅森義憲)
久利町	O0230	久利大屋線	2.32	全線
久利町	O0231	大田仁万線	3.43	全線
久利町	O7037	戸蔵1号線	0.22	川合久利線交点～戸蔵2号線まで
久利町	O7038	戸蔵2号線	0.13	全線
久利町	O7014	畑中1号線	0.71	全線
久利町	O7020	久利畑中線	1.10	全線
大代町	O0248	本郷線	1.45	全線
大代町	O0249	大代川上線	2.90	八反田林線交点～バス回転場
大代町	O9518	小学校裏線	0.35	全線
大代町	O0250	大家久具線	6.34	全線
大代町	O9508	四日市1号線	0.77	全線
大代町	O9513	四日市山手線	0.47	全線
大代町	O9519	本郷吉原線	0.24	大田桜江線交点～山根農道交点先回転場まで
大代町	O9522	山田本郷1号線	0.91	全線
大代町	O9523	山田本郷2号線	0.31	山田本郷1号線交点～向井宅手前農道交差点
大代町	O9524	大代本郷1号線	0.17	大代本郷3号線交点～本郷線交点
大代町	O9525	大代本郷2号線	0.44	本郷線交点～原田宅まで
大代町	O9539	大代本郷3号線	0.35	全線
大代町	O9540	本郷竹の内線	0.10	本郷線交点～森脇宅まで

町名	路線番号	路線名	除雪延長 (km)	実施区間
大代町	O9526	窪田線	0.14	全線
大代町	O9527	山田1号線	0.88	全線
大代町	O9528	山田2号線	0.68	全線
大代町	O9529	飯谷1号線	0.73	全線
大代町	O9537	堂ヶ迫線	0.12	全線
大代町	O9531	空城線	0.70	全線
大代町	O9538	平賀戸線	0.60	圃場側(大田桜江線交点～泉宅まで)
大代町	O9503	柿田線	1.30	全線
大代町	O9535	久具線	0.84	大家久具線交点～森ヶ谷線交点まで
大代町	O9536	森ヶ谷線	0.38	全線
大代町	O9542	飯谷右原線	0.91	大田桜井線～清野牧場入口まで
大代町	O9545	八反田林線	1.05	全線
大代町	O9546	大家本通り線	0.50	全線
大代町	O0249	大代川上線	1.04	バス回転場～高山線交点
大代町	O9501	大家高山線	0.36	全線
大代町	O9504	椿1号線	0.54	全線
大代町	O9505	椿2号線	0.16	椿1号線交点～高橋宅まで
大代町	O9506	椿3号線	0.60	全線
大代町	O9507	椿4号線	0.50	全線
大代町	O9516	大家町線	0.31	全線
大代町	O9547	大家1号線	0.44	全線
大代町	O9544	大家2号線	0.52	全線
温泉津町	Y0003	西田境橋線	3.50	県道湯里停車場祖式線交点～川上線交点まで
温泉津町	Y0004	湯里西田線	1.56	県道湯里停車場祖式線交点～野田線交点まで
温泉津町	Y0008	福光西田線	1.62	西田境橋線交点～重田久義宅まで
温泉津町	Y4006	西善寺谷線	0.33	全線
温泉津町	Y0407	太田1号線	0.99	全線
温泉津町	Y0410	津淵横道線	1.33	全線
温泉津町	Y0453	太田曾根線	0.96	全線
温泉津町	Y0013	福田長戸路線	2.01	全線
温泉津町	Y0420	殿村線	0.58	全線
温泉津町	Y0412	郷谷線	0.42	全線
温泉津町	Y0413	福田横道線	2.10	全線
温泉津町	Y4016	富木屋線	0.34	県道温泉津川本線～藤田宅まで
温泉津町	Y0417	福田谷住郷線	1.54	全線
温泉津町	Y0418	公事田線	0.41	全線
温泉津町	Y4059	福田中組線	0.55	全線
温泉津町	Y0411	石原線	0.78	全線
温泉津町	Y0409	茶屋曾根線	0.69	全線
温泉津町	Y0429	殿村井尻線	1.61	全線
温泉津町	Y0432	津淵線	0.98	全線
温泉津町	Y0427	井尻波積線	1.95	全線

別表-2

除雪機械名	規格	区分	平日昼間(6h~20h) 時間当たり単価(円)	平日夜間(20h~6h) 時間当たり単価(円)	休日昼間(6h~20h) 時間当たり単価(円)	休日夜間(20h~6h) 時間当たり単価(円)	機械維持費等(円)
バックホウ	0.1m ³	借上げ	20,170	28,190	25,790	29,800	69,300
バックホウ	0.13~0.15m ³	借上げ	20,910	28,940	26,530	30,540	69,300
バックホウ	0.2~0.28m ³	借上げ	22,640	30,670	28,260	32,270	69,300
ブルドーザー	3~4t	借上げ	26,360	36,460	33,440	38,480	72,830
ブルドーザー	11t	借上げ	37,560	47,660	44,640	49,680	72,830
トラクタショベル	0.3m ³	借上げ	23,530	33,070	30,210	34,980	99,430
トラクタショベル	0.34~0.4m ³	借上げ	24,500	34,050	31,190	35,960	99,430
トラクタショベル	1.2m ³	借上げ	30,770	39,860	37,140	41,680	99,430
ショベルドーザー	0.5m ³	借上げ	27,600	37,150	34,290	39,060	99,430
バックホウ	0.2m ³	併用	22,310	30,340	27,930	31,940	
バックホウ	0.28m ³	併用	22,180	30,200	27,800	31,810	
ブルドーザー	3t	併用	25,400	35,500	32,470	37,520	
ブルドーザー	4t	併用	25,400	35,500	32,470	37,520	
トラクタショベル	0.4m ³	併用	26,130	36,680	33,520	38,790	
トラクタショベル	0.4m ³	併用	25,500	36,050	32,880	38,160	
トラクタショベル	1.6m ³	併用	37,570	48,120	44,960	50,230	
ショベルドーザー	3t (0.5m ³)	併用	26,720	37,270	34,110	39,380	
除雪ドーザー	9t	併用	38,190	45,760	43,490	47,270	
グレーダ	3.1m級	併用(140)	36,230	45,870	42,980	47,800	
ロータリ除雪車	130ps	市保有	25,570	36,120	32,960	38,230	
除雪トラック	4t	市保有	22,780	32,420	29,530	34,340	
除雪グレーダ	3.1m級	市保有	23,430	33,070	30,190	35,000	
トラクタショベル	0.5m ³	市保有	20,110	29,650	26,790	31,560	
ブルドーザー	8t	リース(稗田)	26,720	32,870	29,850	34,890	1,517,510
ブルドーザー	4t	リース(灰戸)	21,820	31,910	28,890	33,930	771,973
ブルドーザー	8t	リース(コージュ)	26,720	32,870	29,850	34,890	1,305,828
ブルドーザー	4t	リース(坪内)	21,820	31,910	28,890	33,930	831,973
トラクタショベル	0.4m ³	リース(坪内)	20,110	29,650	26,790	31,560	732,600
トラクタショベル	0.4m ³	リース(田中)	20,110	29,650	26,790	31,560	820,028
トラクタショベル	0.4m ³	リース(コージュ)	20,110	29,650	26,790	31,560	836,828
ロータリ除雪車	200ps	県保有	29,570	40,840	37,470	43,100	
除雪ドーザー	4t	県保有	22,230	32,330	29,300	34,350	
除雪ドーザー	5t	県保有	22,230	32,330	29,300	34,350	
除雪ドーザー	11t	県保有	19,610	27,180	24,920	28,700	
除雪ドーザー	11t	県保有	19,610	27,180	24,920	28,700	
除雪トラック	7t	県保有	25,020	34,650	31,760	36,580	
除雪グレーダ	3.7m級	県保有	24,710	34,350	31,760	36,580	
ロータリ除雪車	1.0m級	県保有	20,540	30,170	27,290	32,100	
トラクタショベル	0.4m ³	県リース(堀工務店)	22,120	32,670	29,500	34,780	

※借上機械のチェーン及びエッジの交換に係る費用は実費精算とする。

別表-3

待機料 (円/h)	平日昼間 (6h~20h)	平日夜間 (20h~6h)	休日昼間 (6h~20h)	休日夜間 (20h~6h)	
	時間当たり単価 (円)	時間当たり単価 (円)	時間当たり単価 (円)	時間当たり単価 (円)	
	5,680	8,530	7,680	9,100	

別表-4

雪道巡回工 (円/回)	平日昼間 (6h~20h)	平日夜間 (20h~6h)	休日昼間 (6h~20h)	休日夜間 (20h~6h)	
	回当たり単価 (円)	回当たり単価 (円)	回当たり単価 (円)	回当たり単価 (円)	
	14,980	21,570	19,600	22,890	

別表-5

除雪準備作業 (円)	1,467,000	備考
		ポール及び看板設置作業